

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

香料（いずれも欧米では清涼飲料、キャンディー等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている）

（平成 15 年 11 月 21 日付け）

- ・ アセトアルデヒド（フルーツ様の香気を有し果実等の食品に天然に含まれている成分）
- ・ イソブタノール（果物や野菜などの香気成分として食品に天然に含まれていることと知られるほか、酒類やパン類等の加工食品にも一般に含まれている成分）
- ・ 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン（アーモンド様の加熱香気を有する食品中に天然に存在、または加熱により発生する成分）
- ・ 2,3,5,6-テトラメチルピラジン（ローストナッツ様の加熱香気を有する食品中に天然に存在、または加熱により発生する成分）
- ・ プロパノール（フルーツ様の香気を有し果実等の食品に天然に含まれている成分）

（平成 15 年 12 月 15 日付け）

- ・ イソプロパノール（フルーツ用の香気を有し果実等の食品に天然に含まれている成分）

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

（平成 15 年 12 月 2 日付け）

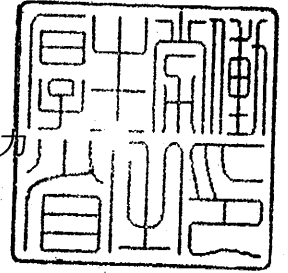
- ・ グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅（強化剤。昭和 58 年に添加物指定。栄養機能食品であって、通常の食品の形態をしていない液剤、カプセル、顆粒及び錠剤への使用追加のための使用基準の改正）



厚生労働省発食安第 1121001 号
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



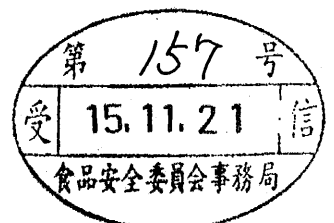
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

アセトアルデヒド

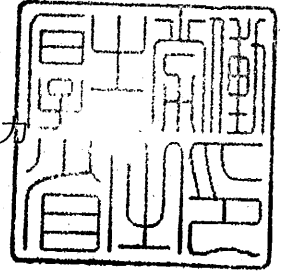




厚生労働省発食安第 1121002 号
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

イソブタノール

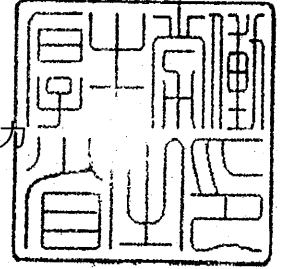




厚生労働省発食安第 1121003 号
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン

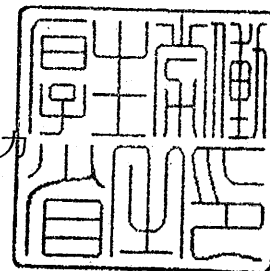




厚生労働省発食安第 1121004 号
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



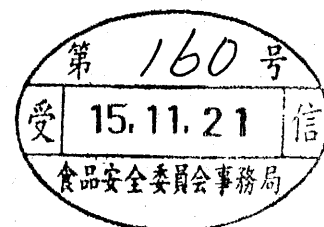
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

2,3,5,6-テトラメチルピラジン

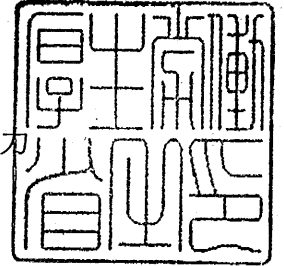




厚生労働省発食安第 1121005 号
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

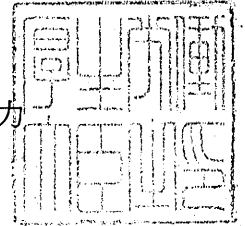
プロパノール



厚生労働省発食安第 1215002 号
平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



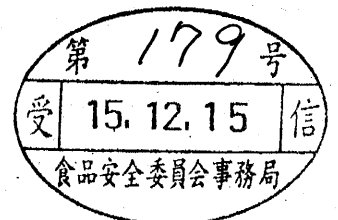
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 1 1 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

イソプロパノール



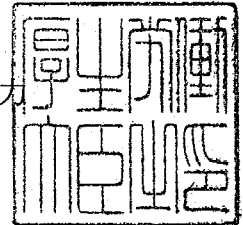


厚生労働省発食安第 1202004号
平成 1 5 年 1 2 月 2 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



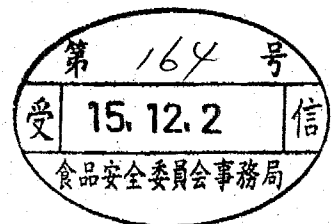
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること

グルコン酸亜鉛

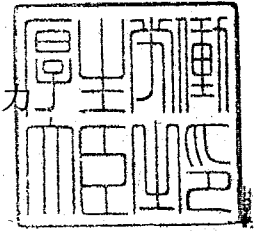




厚生労働省発食安第 1202005号
平成 1 5 年 1 2 月 2 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること

グルコン酸銅

